

平成30年9月21日

各事業所 管理者 様

安城市長 神 谷 学  
(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業の単価改正等について（通知）

日ごろから本市の介護保険事業の運営にご理解とご協力いただき厚くお礼申しあげます。  
見出しのことについて、国の「地域支援事業実施要綱」の一部が改正されました。安城市  
では同要綱に準ずることとし、下記のとおり改正します。

記

1 改正の内容

(1) 介護予防訪問サービス

現行	新設	算定する場合の届出の要否
生活機能向上連携加算 100 単位/月	生活機能向上連携加算(I)100 単位/月	不要
	生活機能向上連携加算(II)200 単位/月	不要

(2) 介護予防通所サービス

現行	新設	算定する場合の届出の要否
なし	生活機能向上連携加算 200 単位/月	必要
なし	栄養スクリーニング加算 5 単位/回	不要

(3) その他

- ア 上記以外の単価・加算については、すべて変更はありません。
- イ 算定要件等の改正もありますので、詳細については、改正後の「地域支援事業実施要綱」及び安城市公式ウェブサイト「望遠郷」を確認してください。
- ウ サービスコードについては、安城市公式ウェブサイト「望遠郷」に掲載予定です。  
詳細がまとまり次第掲載します。

3 改定日

平成30年10月1日

4 加算の届出について

介護予防通所サービスの生活機能向上連携加算を算定する場合は、「介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等に関する届出書（様式A）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（様式B）」を市高齢福祉課に提出してください。

※提出書類の様式は、安城市公式ウェブサイト「望遠郷」に掲載しています。

問い合わせ先

担 当 福祉部高齢福祉課介護保険係

電 話 0566-71-2290（直通）

FAX 0566-74-6789